

退職金規程

第1条（目的）

この規程は、就業規則に定める正社員（以下、「社員」という）の退職金の取り扱いを定めるものである。

第2条（支給要件）

組合は、勤続満5年以上の社員が退職及び解雇されたときは、退職金を支給する。

第3条（退職金の金額）

退職金は、勤続年数を基準として定めるものとし、別表のとおりとする。

第4条（1年未満の端数の取り扱い）

勤続年数の計算において1年未満の端数があるときは、月割計算を行う。1ヶ月未満の日数については、15日以上を1ヶ月とし、14日以下は切り捨てる。

第5条（功労加算）

在職中特に功労のあった社員に対しては、第3条で算出される退職金の30%の範囲内で功労加算を行うことがある。

第6条（解雇者の取り扱い）

懲戒処分によって解雇された者の退職金の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 懲戒解雇のとき 支給しない。
- (2) 諭旨解雇のとき 情状により、第3条で算出される額の50%以上を減額する。

第7条（支払い方法）

退職金は、その全額を一時金として支払う。

第8条（支払い手段）

退職金は、その全額を通貨によって直接本人に支払う。ただし、本人が口座振り込みに同意したときは、本人名義の口座へ振り込むことによって支払う。

第9条（支払時期）

退職金は、原則として、社団を退職した日から2週間以内に支払う。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 後任者との引き継ぎが十分ではないとき
- (2) 社団の貸与品を返還しないとき

(3) 社団の貸付金を返還しないとき

(4) その他退職に当たり社団の指示命令に従わないとき

第10条（死亡退職のときの取り扱い）

社員が死亡したときは、退職金は遺族に対して支払う。

2 遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を適用する。

3 支払いを受けるべき遺族に同順位者が2人以上いるときには、等分にて支払うものとする。

第11条（受給権の処分の禁止）

1 従業員は、この規程により退職金を受ける権利を譲渡し、または担保に供してはならない。

(別表) 退職金表

勤続年数	定年退職 会社都合 退職	自己都合 退職	勤続年数	定年退職 会社都合 退職	自己都合 退職
5年	200,000	120,000	23年	1,100,000	660,000
6年	250,000	150,000	24年	1,150,000	690,000
7年	300,000	180,000	25年	1,200,000	720,000
8年	350,000	210,000	26年	1,250,000	750,000
9年	400,000	240,000	27年	1,300,000	780,000
10年	450,000	270,000	28年	1,350,000	810,000
11年	500,000	300,000	29年	1,400,000	840,000
12年	550,000	330,000	30年	1,450,000	870,000
13年	600,000	360,000	31年	1,500,000	900,000
14年	650,000	390,000	32年	1,550,000	930,000
15年	700,000	420,000	33年	1,600,000	960,000
16年	750,000	450,000	34年	1,650,000	990,000
17年	800,000	480,000	35年	1,700,000	1,020,000
18年	850,000	510,000	36年	1,750,000	1,050,000
19年	900,000	540,000	37年	1,800,000	1,080,000
20年	950,000	570,000	38年	1,850,000	1,110,000
21年	1,000,000	600,000	39年	1,900,000	1,140,000
22年	1,050,000	630,000	40年	1,950,000	1,170,000